

## 世田谷区産業振興基本条例の改正に係る改正条例素案について

### 1 主旨

平成11年に制定した世田谷区産業振興基本条例(以下「条例」という。)について、現在、条例検討会議において見直しの検討を行っている。令和2年11月に開催した第3回条例検討会議では、改正条例骨子(別紙1参照)に関する議論を行い、令和3年3月に開催した第4回条例検討会議では、改正条例素案に関する議論を行った。このたび、これまでの条例検討会議における議論を踏まえ改正条例素案としてとりまとめたので、その内容について報告する。

### 2 改正条例素案について

#### (1) 条例改正のポイント

社会経済環境や地域経済を取り巻く状況の変化を踏まえ、「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」を新たな目的として設定。名称も「(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。

非経済的な価値(多様な働き方や環境への配慮など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値観)の重要性が増しており、経済的発展との両立が持続可能な発展へつながる。新たに4本の基本的方針を設定し、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会の実現を目指す。

事業者を主とした条例から、区民一人ひとりの存在や役割向上を踏まえ、区民にも理解と協力を促す条例へ。

#### (2) 条例改正イメージ

別紙2のとおり

#### (3) 改正条例素案の内容

##### 改正条例素案のポイント

- ・ 条例改正の背景や条例に込めた思い、今後の決意を記載した前文を新設。
- ・ 「地域経済の持続可能な発展」をキーワードとする。
- ・ 地域経済の持続可能な発展を実現する基本的な方針として、「地域産業の基盤強化」「多様な働き方の実現」「地域や社会の課題解決」「持続可能性を考慮した事業活動とエシカル消費の推進」の4本の柱を規定。(第3条)

- ・基本的な方針を踏まえた商業、工業、農業、建設業のほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図る分野別の方針を規定。(第4条)
- ・区の責務として、「地域経済の持続可能な発展に関する指針を策定すること」等を規定。(第5条)
- ・事業者の責務として、「地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開に努めること」等を規定。(第6条)
- ・区民の役割として、「地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組みを理解し、協力するよう努めること」や「エシカル消費の推進に努めること」等を規定。(第7条)
- ・地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するための事項を調査審議する「世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議」の設置を規定。(第9条)

改正条例素案

別紙3のとおり

現行条例と改正条例素案(新旧対照表)

別紙4のとおり

### 3 改正条例を踏まえた今後の方針について

改正条例の施行後(令和4年4月1日予定)においては、改正条例の理念の下、産業ビジョン(平成30年に10か年を見通して策定)等に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた重点事業を実施していく。

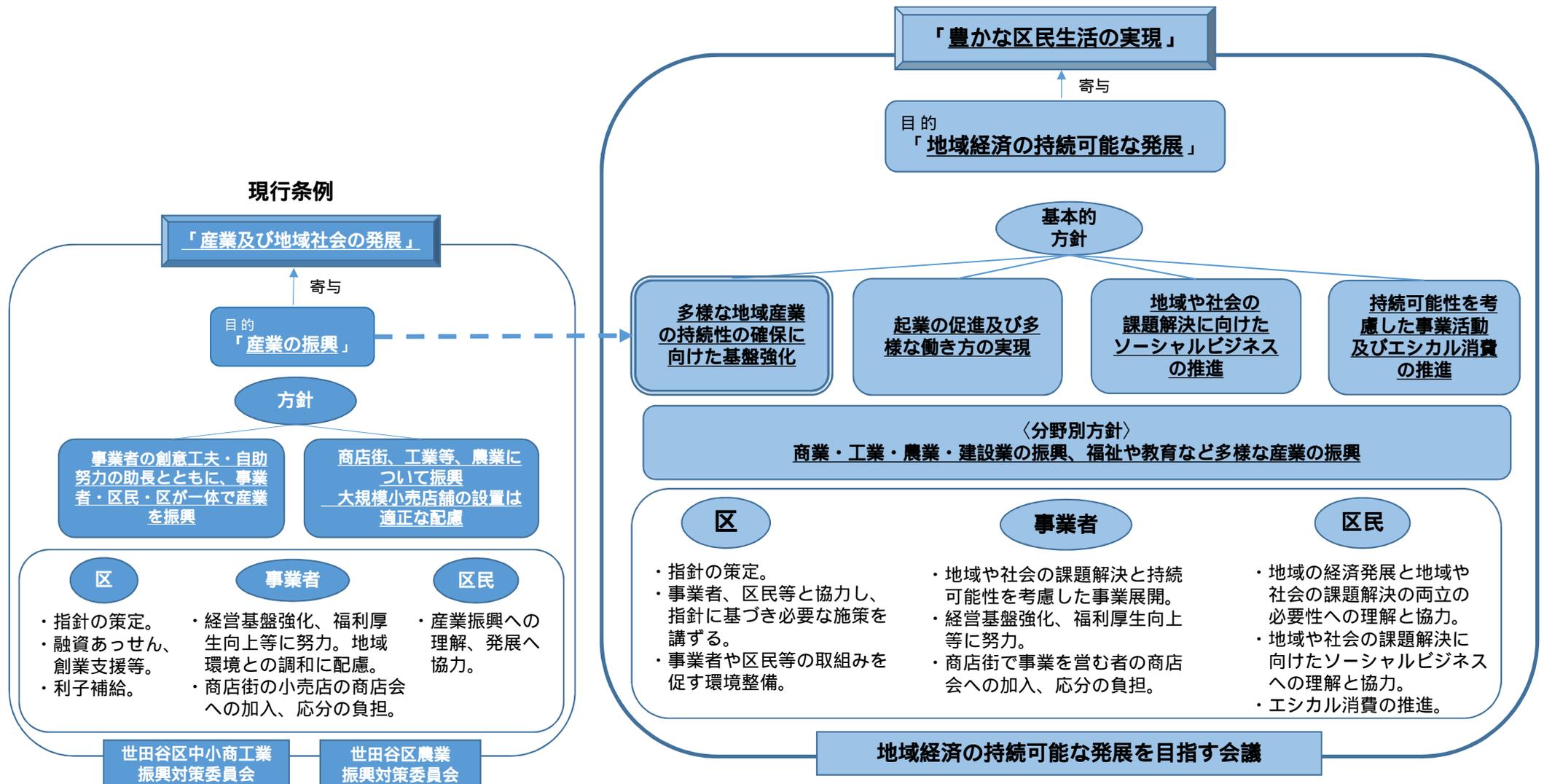
### 4 今後のスケジュール(予定)

別紙5のとおり

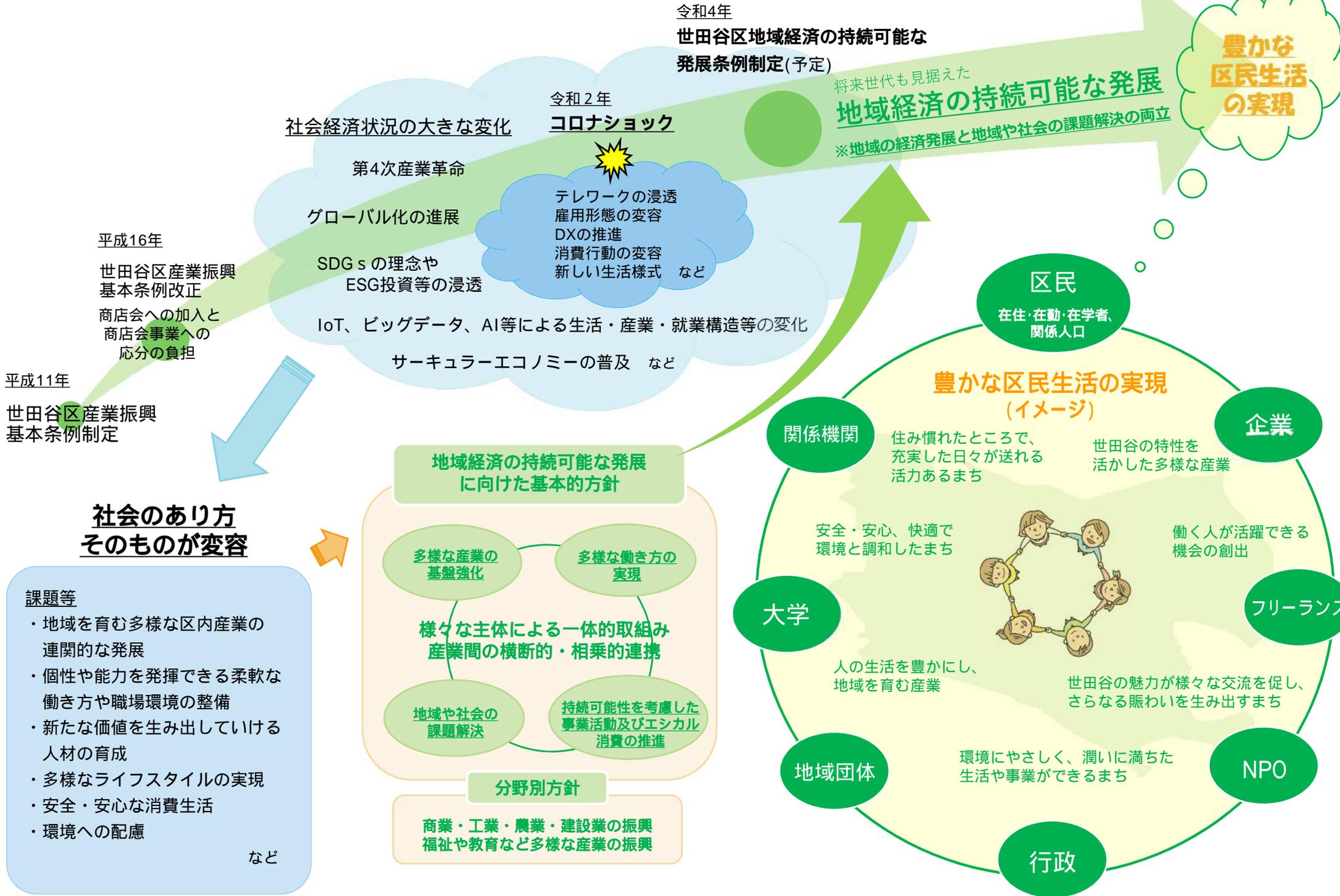
## 改正素案のポイント

社会経済環境や地域経済を取り巻く状況の変化を踏まえ、「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」を新たな目的として設定。名称も「(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。  
 非経済的な価値(多様な働き方や環境への配慮など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値観)の重要性が増しており、経済的発展との両立が持続可能な発展へつながる。新たに4本の基本的方針を設定し、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会を実現。  
 事業者を主とした条例から、区民一人ひとりの存在や役割向上を踏まえ、区民にも理解と協力を促す条例へ。

## 《(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例》



# □地域経済の持続可能な発展イメージ



## 世田谷区産業振興基本条例改正素案

## (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。

産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。

地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、その重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。

多様なニーズに応じた働きやすい環境や対話ができる場をつくりながら、世田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務や役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区内に事業所を有し、区内において事業活動を行う法人及び個人をいう。
- (2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに地域及びその人々と継続的に多様に関わる者をいう。
- (3) 関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織する団体並びに産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。

(基本の方針)

第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本の方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。
- (2) 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。
- (3) 地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス(地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取組む事業をいう。以下同じ。)の推進を図ること。
- (4) 持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費(人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。)の推進を図ること。

2 前項各号に掲げる基本の方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

(分野別方針)

第4条 前条第1項各号に掲げる基本の方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。

- (1) 商業については、次のアからイまでに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図るものとする。

ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。

イ 大規模小売店舗が地域社会との共生を保持し、及び地域の生活環境を保持することができる

よう、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。

(2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。

(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めるものとする。

(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図るものとする。

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図るものとする。

(区の責務)

第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組みを促すための環境の整備を行うものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境整備、人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわいと交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。

2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組みを理解し、協力するよう努めるものとする。

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。

( 施策等の評価 )

第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

( 世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議 )

第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。

3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

( 委任 )

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 新旧対照表（世田谷区産業振興基本条例改正素案）

現行	改定案
<p>(名称) 世田谷区産業振興基本条例</p>	<p>(名称)(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例</p> <p>私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。</p> <p>産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。</p> <p>地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、その重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。</p> <p>多様なニーズに応じた働きやすい環境や対話ができる場をつくりながら、世田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。</p>

(目的)

第1条 この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 産業の振興は、事業者(区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ。)自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

(1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務や役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 区内に事業所を有し、区内において事業活動を行う法人及び個人をいう。

(2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに地域及びその人々と継続的に多様に関わる者をいう。

(3) 関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織する団体並びに産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。

(基本方針)

第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。

(2) 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。

(3) 地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス(地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取り組む事業をいう。以下同じ。)の推進を図ること。

- (2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。
- (3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。
- (4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。

(4) 持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費(人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。)の推進を図ること。

2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

(分野別方針)

第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。

(1) 商業については、次のアからイまでに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図るものとする。

ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。

イ 大規模小売店舗が地域社会との共生を保持し、及び地域の生活環境を保持することができるよう、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。

(2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。

(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めるものとする。

( 区の責務 )

第 3 条 区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- ( 1 ) 融資あっせん及び助成
- ( 2 ) 経営の安定及び改善のための指導及び相談
- ( 3 ) 人材の育成
- ( 4 ) 創業に対する支援
- ( 5 ) 勤労者の福利厚生の上

3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したものとなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じて、利子補給をするものとする。

( 事業者の責務 )

第 4 条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上のために自主的に努力するとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事

( 4 ) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図るものとする。

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図るものとする。

( 区の責務 )

第 5 条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第 1 項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組みを促すための環境の整備を行うものとする。

( 事業者の責務 )

第 6 条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境整備、人材の育成、従業員の福利厚生の上等に努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわいと交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるととも

業を商店会が実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

(区民等の理解と協力)

第5条 区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策等の評価)

第6条 区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会)

第7条 中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会(以下「商工業対策委員会」という。)を置く。

2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関

に、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。

2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組みを理解し、協力するよう努めるものとする。

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。

(施策等の評価)

第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)

第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。

3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める

すること。

3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 17 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東京商工会議所代表
- (3) 商業団体代表
- (4) 工業団体代表
- (5) 金融機関代表
- (6) 区民

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

( 世田谷区農業振興対策委員会 )

第 8 条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会(以下「農業対策委員会」という。)を置く。

2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

と。

3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 区民
- (4) 関係行政機関の職員

者のうちから、区長が委嘱する委員 17 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 想定検討スケジュールについて

日程	内容
令和2年 3月27日(金)	<b>第1回世田谷区産業振興基本条例検討会議【開催中止】</b> 区現況説明、条例見直しに対する意見交換
4月上旬 ～5月下旬	開催中止を受け、各検討委員との個別意見交換(リモート会議及び質問状への回答)
8月31日(月)	<b>第2回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 検討スケジュールの共有 区や各団体等の現状共有 条例改正に対する意見交換
11月	<b>第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 世田谷区産業振興基本条例「骨子」の提示 with コロナ・アフターコロナの状況共有 「骨子」に対する意見交換
12月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例改正の検討状況について』
令和3年 3月	<b>第4回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 世田谷区産業振興基本条例「素案」の提示 with コロナ・アフターコロナへの対応を踏まえた意見交換
5月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「素案」について』
6月	区民意見提出手続(パブリックコメント)の実施
7月下旬 ～9月上旬	東京オリンピック・パラリンピック大会の開催 ・7月23日～8月8日 オリンピック ・8月24日～9月5日 パラリンピック
8月下旬 ～9月上旬	条例改正に関するシンポジウム等の開催
10月	<b>第5回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 世田谷区産業振興基本条例「案」の提示 「案」に対する意見交換、協議・決定
令和4年 2月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「案」について』 第1回区議会定例会 世田谷区産業振興基本条例改正の提案
4月	新世田谷区産業振興基本条例の施行(予定)